

夏井川・好間川改良復旧事業に係る連絡調整会議設置要綱

令和2年5月29日制定

令和2年5月29日実施

(設置)

第1条 福島県が実施する夏井川・好間川改良復旧事業（以下「復旧事業」という。）の早期完成を図るため、福島県・いわき市の関係部署が連携して、必要となる各種の協議・調整を円滑に進めることを目的として、夏井川・好間川改良復旧事業に係る連絡調整会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 復旧事業を促進するための各種協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他復旧事業の推進に関し必要な事務。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長にはいわき市副市長を、副委員長にはいわき市土木部長及び福島県いわき建設事務所長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総括し、連絡会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する順序に従い、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 連絡会議に招集する委員は、委員長がその都度必要と認める委員とする。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対し、連絡会議への出席を求めることができる。

(部会)

第6条 連絡会議の所掌事務について検討、調整等を行うため、連絡会議に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長には、いわき市土木部河川課長をもって充てる。
- 4 部会員には、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 6 部会に招集する部会員は、部会長がその都度必要と認める部会員とする。
- 7 部会長は、必要に応じ、部会員以外の者に対し、部会への出席を求めることができる。
- 8 部会は、作業、検討の経過及び調整結果を連絡会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、いわき市土木部河川課及び福島県いわき建設事務所河川砂防課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から実施する。

別表第1（第3条関係）

福島県いわき建設事務所 企画管理部	企画管理部長 企画調査課長
福島県いわき建設事務所 事業部	事業部長 主幹(夏井川・好間川整備担当) 河川砂防課長
福島県いわき建設事務所 総務部	総務部長 用地課長
いわき市 総合政策部	政策企画課長
いわき市 財政部	財政課長 施設マネジメント課長
いわき市 生活環境部	下水道事業課長
いわき市 農林水産部	農地課長 林務課長
いわき市 土木部	土木課長 用地対策担当課長 道路管理課長 河川課長
いわき市 都市建設部	都市計画課長
いわき市 小川支所	支所長
いわき市 好間支所	支所長
いわき市 水道局	浄水課長

別表第2（第6条関係）

福島県いわき建設事務所 企画管理部	企画調査課主任主査
福島県いわき建設事務所 事業部	河川砂防課主任主査
福島県いわき建設事務所 総務部	用地課主任主査
いわき市 総合政策部	政策企画課政策推進係長
いわき市 財政部	財政課予算調整係長 施設マネジメント課資産活用係長
いわき市 生活環境部	下水道事業課計画管理係長
いわき市 農林水産部	農地課農地管理係長 農地課農業土木係長 林務課森林土木係長
いわき市 土木部	土木課道路計画係長 用地対策担当主任主査 道路管理課管理係長 河川課計画係長 河川課整備係長
いわき市 都市建設部	都市計画課計画係長
いわき市 小川支所	地域振興担当員
いわき市 好間支所	地域振興担当員
いわき市 水道局	浄水課浄水施設係長